

○幕別町マイホーム応援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、幕別町への移住促進と町内居住者の定住に資するため、住宅を新築又は購入する者に対し、当該住宅の取得に要する費用の一部を補助することにより、人口減少の著しい子育て世代の本町への定住の促進と、幕別町全体の均衡ある発展に寄与し、活力ある地域社会を築くことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住 次条に規定する補助対象地域に住宅を有し、住所地として住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民票に記載され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (2) 住宅 台所、便所、浴室及び居室を有し、自己の居住の用に供するものをいう。
- (3) 併用住宅 延べ床面積の2分の1以上が居住の用に供する住宅をいう。
- (4) 中古住宅 過去に居住の用に供されたことのある住宅をいう。
- (5) 既存住宅等 主として居住の用に供する建築物又は併用住宅（当該建築物又は併用住宅に付属する門・塀・樹木等の工作物を含む。）で、所有権以外の権利が設定されていないものをいう。
- (6) 新築 自己又は他人に建築を請け負わせて新しく住宅を建てることをいう。
- (7) 購入 建売住宅又は中古住宅を売買契約を交わして取得することをいう。
- (8) 町内業者 町内に本社若しくは本店を有している法人又は個人のうち、住宅建設業を営んでいる者又は宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づく免許を受けている者をいう。
- (9) 基準日 第7条に規定する申請書を提出する年度の4月1日をいう。

(補助対象地域)

第3条 補助の対象地域は、幕別町内とする。

(補助対象者)

第4条 補助の交付対象者は、基準日において補助金の交付を受けようとする者（配偶者を含む。）の年齢が40歳未満の者で、自らが居住する目的で補助対象地域に住宅を新築又は購入し、かつ、当該住宅の2分の1以上の所有権を有し、10年以上継続して当該住宅に居住することを確約したものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 相続、贈与等により住宅に関して取得対価を伴わない者
- (2) 移転補償費により住宅を新築又は購入する者
- (3) 市町村に納めるべき税等を滞納している者（世帯員を含む。）
- (4) 補助対象地域において世帯員のいずれかが所有する住宅に居住している者（世帯分離により転居し、住宅を新築又は購入する者を除く。）
- (5) 補助対象地域において自らが所有する住宅に居住している者が転居又は町外に転出し、1年以内に補助対象地域内に再度転入又は転居して住宅を新築又は購入する者（補助対象地域内の賃貸住宅に再度転入又は転居する者を含む。）
- (6) 過去にこの要綱及び失効前の幕別町定住促進住宅建設費補助金交付要綱（平成24年要綱基準等第40号）による補助金の交付を受けた者

(補助対象住宅)

第5条 補助対象の住宅は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、補助対象地域に新築又は購入により住宅を取得し、自らが所有者として不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定による不動産登記（以下「登記」という。）を第8条に規定する交付決定のあった日から1年以内にした住宅とする。ただし、次の各号に掲げる住宅を除く。

- (1) 2親等以内の親族から購入する住宅
- (2) 別荘等一時的に使用する住宅
- (3) 賃貸住宅

(補助金額)

第6条 補助金の基準は、次のとおりとする。

補助基準	補助基準額
住宅を新築又は購入する場合	30万円

(中古住宅を購入する場合を除く。)	
中古住宅を購入する場合	20万円

2 次の表の左欄に掲げる条件に該当する場合には、それぞれ同表の右欄に定める金額を加算するものとする。

加算条件	加算額
幕別市街（市街化区域に限る。（別図1））及び忠類市街（別図2）に新築又は購入する場合	80万円
町内業者で住宅を新築する場合又は町内業者から住宅を購入（中古住宅を除く。）する場合	50万円
実績報告時において、同居する18歳未満の申請者の子がいる場合	1人当たり 2人目まで 10万円 3人目以降 30万円

3 中古住宅を購入する場合は、土地と建物の購入に要する費用（併用住宅の場合は、当該併用住宅の総延べ床面積に対する自己の居住の用に供する延べ床面積の割合で按分して算出した額）の2分の1の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を補助金の上限とする。
（補助申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象住宅の建設工事が着手前又は売買契約締結前に幕別町マイホーム応援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認済証の写し又は同法第15条第1項の規定による届出の写し（住宅を建設する場合）
- (2) 住宅購入に係る見積書（住宅を購入する場合）
- (3) 住宅の位置図、平面図及び立面図
- (4) 補助金の交付決定、確定等の際に必要な各種行政資料（市町村に納めるべき税等の納付状況、住民票の記載内容に関する内容）の照会、調査、閲覧に関する同意書（様式第2号）
- (5) 定住確約書（様式第3号）
- (6) 申請者及び補助対象住宅に居住する全員の住民票及び納税状況が確認できる書類
- (7) その他町長が必要と認める書類

（補助交付決定）

第8条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、幕別町マイホーム応援事業補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者が申請書の内容を変更する場合は、幕別町マイホーム応援事業補助金変更交付申請書（様式第5号。以下「変更交付申請書」という。）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する変更交付申請書の提出により、申請書の内容を変更すべきものと決定したときは、幕別町マイホーム応援事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助金の交付決定を受けた申請者は、当該住宅の引渡し後30日以内に居住し、幕別町マイホーム応援事業補助金実績報告（兼補助金交付請求）書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し（住宅を建設する場合）
- (2) 売買契約書の写し（住宅を購入する場合）
- (3) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し（建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けなければならない住宅を建築する場合）
- (4) 土地及び建物の表示に関する不動産登記法第119条の規定による登記事項証明書
- (5) 補助対象住宅の写真

- (6) その他町長が必要と認める書類
(補助金額の確定)

第11条 町長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、当該報告の内容を審査し、必要に応じて現地調査を実施して速やかに補助金額を確定し、幕別町マイホーム応援事業補助金確定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(補助金額の返還等)

第12条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ない特別な事由があると認めるときは、返還の額の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助対象住宅の延べ床面積の2分の1以上を居住以外の用途に供したとき。
 - (3) 補助対象住宅の全部又は一部を、他のものに売買若しくは譲渡及び貸し付けたとき。
 - (4) 前条の規定により補助金額を確定した日の翌日から起算して、10年以上継続して補助対象住宅に居住しなくなったとき。ただし、単身赴任等により申請者が一時的に住居を移転した場合、実績報告時の世帯員のいずれかが継続して居住している場合は、この限りでない。
 - (5) その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。
- 2 補助金の交付を受けた者が前項第2号から第4号までの規定に該当したときは、速やかに幕別町マイホーム応援事業補助金返還届出書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。
- 3 第1項に規定する補助金の一部の返還を命ずる額は、前条の規定により補助金額を確定した日の翌日から起算して10年に満たない期間の年数(1年未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた年数)に補助金の交付金額の10分の1を乗じて得た額とする。
- 4 町長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命ずる場合は、幕別町マイホーム応援事業補助金交付取消返還決定通知書(様式第10号)により行うものとする。
- 5 前項の規定により返還命令を受けた者は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

(台帳)

第13条 町長は、この要綱による補助金の決定事項等について幕別町マイホーム応援事業補助金交付台帳(様式第11号)を作成し、この要綱の失効後10年間保存するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第8条の規定による補助金の交付決定を受けた者については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成29年3月21日要綱基準等第20号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の幕別町マイホーム応援事業補助金交付要綱第6条第2項及び第10条の規定は、施行日以後に交付申請をしたものについて適用するものとし、同日前の交付申請については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月31日要綱基準等第36号)

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。ただし、第2条から第10条、様式第1号及び様式第7号の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日要綱基準等第19号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の幕別町マイホーム応援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以後に交付決定のあったものについて適用し、同日前に交付決定のあったものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月31日要綱基準等第15号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の幕別町マイホーム応援事業補助金交付要綱第5条の規定は、令和5年4月1日以後に交付決定をしたものについて適用するものとし、同日前に交付決定をしたものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月29日要綱基準等第15号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年3月31日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の幕別町マイホーム応援事業補助金交付要綱第5条の規定は、令和6年4月1日以後に交付決定をしたものについて適用し、同日前に交付決定をしたものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和7年 月 日要綱基準等第 号)

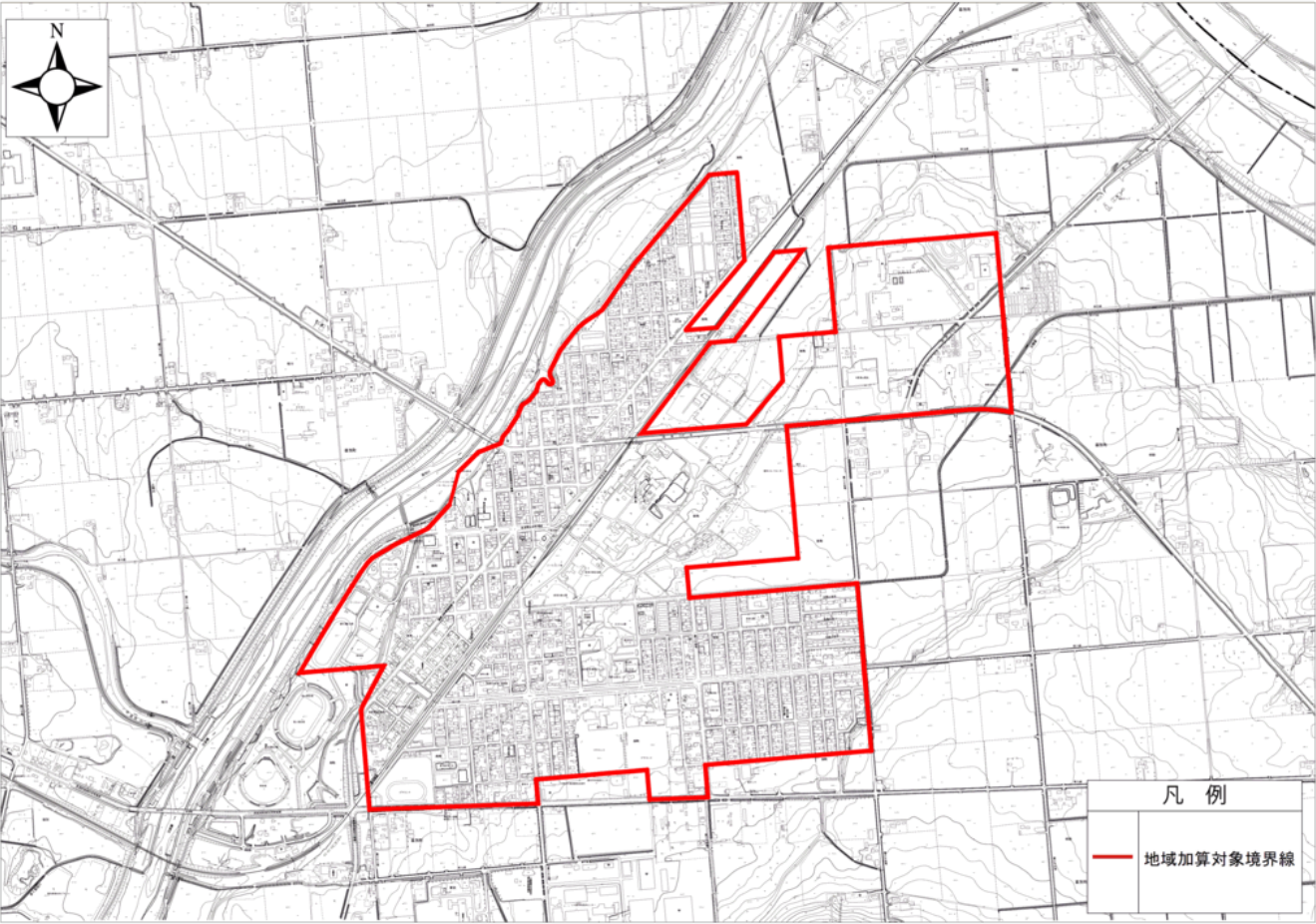
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年3月31日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

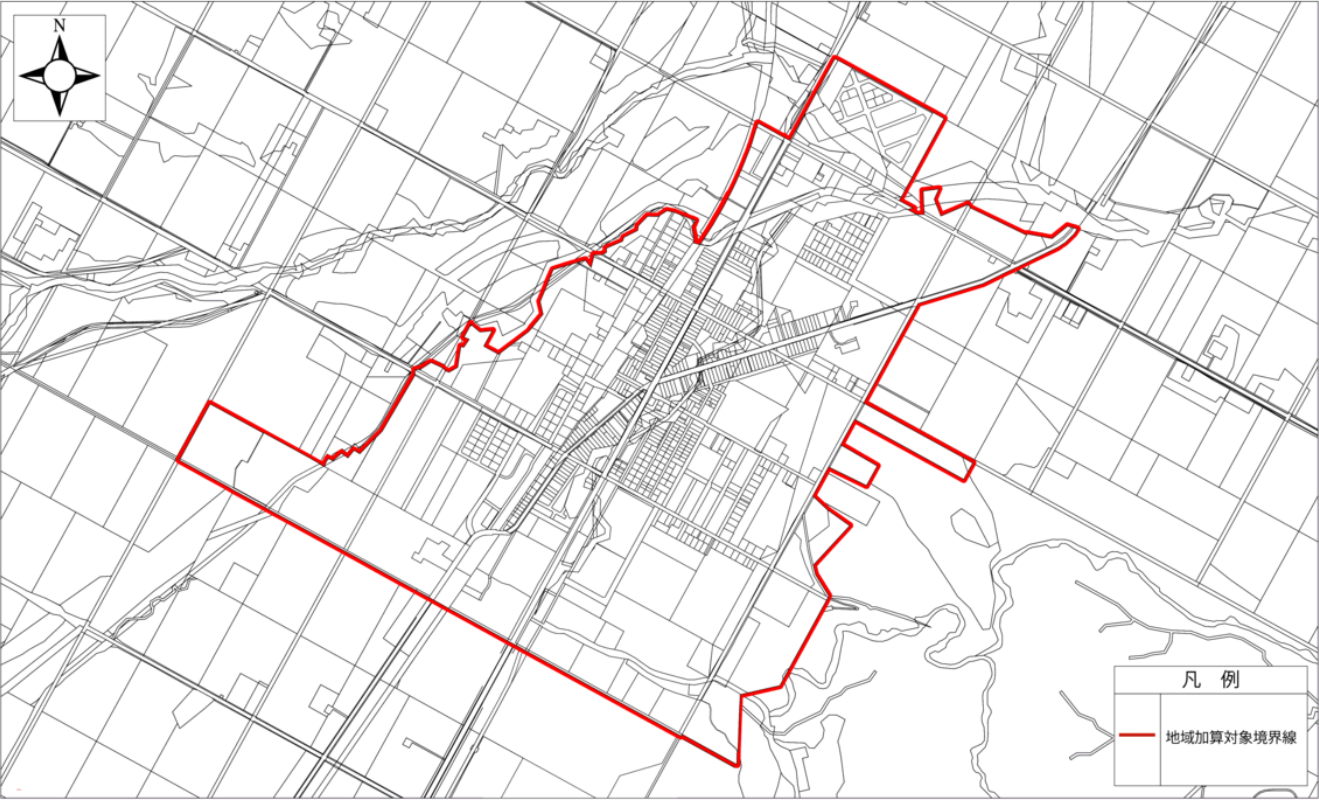
(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の幕別町マイホーム応援事業補助金交付要綱第5条の規定は、令和7年4月1日以後に交付決定をしたものについて適用し、同日前に交付決定をしたものについては、なお従前の例による。

別図 1（第 6 条関係） 幕別市街



別図 2（第 6 条関係） 忠類市街



様式第1号（第7条関係）

幕別町マイホーム応援事業補助金交付申請書

年 月 日

幕別町長 様

申請者 住 所
氏 名（自署）
※申請者本人が手書きできない場合は、記名押印してください。
電話番号

幕別町マイホーム応援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

住 宅 の 所 在 地	幕別町		
住 宅 の 種 別	建設	☐ 新築	☐ 併用住宅 ☐ その他（増築等）
	購入	☐ 併用住宅 ☐ 建売住宅	☐ 中古住宅
住宅の土地面積	m ²		
住宅の延べ床面積	併用住宅の場合：居住の用に供する以外の延べ床面積 m ²		
住 宅 の 構 造	造 階建て		
住 宅 取 得 費 用	円（住宅： 円・土地： 円）		
工 期 又 は 購 入 日	年 月 日（予定）～ 年 月 日（予定）		
住宅の施工業者等 （不動産業者）	住所	[電話]	
	名称		

【添付書類】

- ☐建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の写し
 - ☐建築基準法第15条第1項の規定による届出（建築工事届）の写し
 - ☐住宅購入に係る見積書
 - ☐住宅の位置図、平面図及び立面図
 - ☐同意書（様式第2号）
 - ☐定住確約書（様式第3号）
 - ☐住民票（町内在住者を除く）
 - ☐市町村に納めるべき税等を滞納していないことが確認できる書類（申請年の前年の1月1日現在町内に在住している者等を除く）
- ※その他補助金額の交付決定にあたり必要な書類の提出を求める場合があります。

【世帯員の構成】

氏名	続柄	住所	生年月日	勤務先
	世帯主			

【幕別町記入欄】

同意書

年 月 日

幕別町長 様

申請者 住 所
氏 名

印

幕別町マイホーム応援事業補助金交付要綱第8条（補助交付決定）、第11条（補助金額の確定）及び第12条（補助金額の返還等）に規定する内容の審査に際し、必要となる各種行政資料を確認するため、私及び世帯員について、次の事項を担当職員が照会、調査、閲覧することに同意します。

記

- 1 市町村に納めるべき税等の納付状況
- 2 住民票の記載内容

様式第3号（第7条関係）

定住確約書

私は、幕別町の住民として定住の意思をもって住宅を取得します。ただし、幕別町マイホーム応援事業補助金交付要綱第12条第1項各号のいずれかに該当することになったときは、同条第5項の規定により補助金の返還命令に従います。

年 月 日

住 所
氏 名

印

幕別町長 様

幕別町マイホーム応援事業補助金（交付・不交付）決定通知書

第 号指令
年 月 日

様

幕別町長

年 月 日付けで申請のあった幕別町マイホーム応援事業補助金について、次のとおり（交付・不交付）決定したので、通知します。

記

（交付の場合）

- | | |
|------------|---|
| 1 補助金交付予定額 | 円 |
| 基準額（新築・中古） | 円 |
| 地域加算額 | 円 |
| 町内業者加算額 | 円 |
| 子ども加算額 | 円 |

2 補助金交付条件

- (1) 申請書の内容に変更が生じた場合は、幕別町マイホーム応援事業補助金変更交付申請書に担当職員が指示する関係書類を添えて、提出してください。
- (2) 申請した住宅の建設又は購入が完了したときは、速やかに幕別町マイホーム応援事業補助金実績報告（兼補助金交付請求）書に次に掲げる書類を添えて、提出してください。

☐ 工事請負契約書の写し…住宅を建設する場合

☐ 売買契約書の写し…住宅を購入する場合

☐ 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証（建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けなければならない住宅を建築する場合）

☐ 土地及び建物の表示に関する不動産登記法第119条の規定による登記事項証明書

☐ 補助対象住宅の写真

※その他補助金額の確定にあたり必要な書類の提出を求める場合があります。

- (3) 上記1の補助金交付予定額は、(2)の実績報告書の内容を審査し、必要に応じて現地の確認をさせていただいて交付する補助金額を確定いたします。補助金額の確定は、幕別町マイホーム応援事業補助金確定通知書により、実績報告書の提出後、通知いたします。

（不交付の場合）

1 不交付の理由

幕別町マイホーム応援事業補助金変更交付申請書

年 月 日

幕別町長 様

申請者 住 所
氏 名（自署）

※申請者本人が手書きできない場合は、記名押印してください。

電話番号

年 月 日付け幕企画第 号指令で交付決定のあった幕別町マイホーム応援事業補助金について、次のとおり申請内容に変更が生じたので関係書類を添えて申請します。

記

1 変更事項

2 関係書類 変更事項に関係する書類（見積書、図面等）

幕別町マイホーム応援事業補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

幕別町長

年 月 日付けで変更交付申請のあった幕別町マイホーム応援事業補助金について、次のとおり変更交付することに決定したので、通知します。

記

- | | | | |
|---|--------------|----|---------------|
| 1 | 補助金変更交付予定額 | 円 | |
| | （基準額（新築・中古） | 円 | ） |
| | 地域加算額 | 円 | |
| | 町内業者加算額 | 円 | |
| | 子ども加算額 | 円 | |
| | 〔変更前補助金交付予定額 | 円（ | 年 月 日付け 第 号）〕 |

2 補助金交付条件

- (1) 今後、新たに申請書の内容に変更が生じた場合は、幕別町マイホーム応援事業補助金変更交付申請に担当職員が指示する関係書類を添えて、提出してください。
- (2) 申請した住宅の建設又は購入が完了したときは、速やかに幕別町マイホーム応援事業補助金実績報告（兼補助金交付請求）書に次に掲げる書類を添えて、提出してください。

☐ 工事請負契約書の写し…住宅を建設する場合

☐ 売買契約書の写し…住宅を購入する場合

☐ 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証（建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けなければならない住宅を建築する場合）

☐ 土地及び建物の表示に関する不動産登記法第119条の規定による登記事項証明書

☐ 補助対象住宅の写真

※その他補助金額の確定にあたり必要な書類の提出を求める場合があります。

- (3) 上記1の補助金交付予定額は、(2)の実績報告書の内容を審査し、必要に応じて現地の確認をさせていただいて交付する補助金額を確定いたします。補助金額の確定は、幕別町マイホーム応援事業補助金確定通知書により、実績報告書の提出後、通知いたします。

様式第7号（第10条関係）

幕別町マイホーム応援事業補助金実績報告（兼補助金交付請求）書

年 月 日

幕別町長 様

住 所
氏 名
電話番号

印

年 月 日付け幕企画第 号指令で交付決定のあった幕別町マイホーム
応援事業補助金について、次のとおり関係書類を添えて実績を報告し、補助金の交付を請
求します。

記

1 補助金交付請求額

				0	0	0
--	--	--	--	---	---	---

 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
口座番号		預金種別	
ふりがな 口座名義人			

3 関係書類

☐ 工事請負契約書の写し…住宅を建設した場合

☐ 売買契約書の写し…住宅を購入した場合

☐ 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証（建築基準法第6条第1項の規定
による確認を受けなければならない住宅を建築する場合）

☐ 土地及び建物の表示に関する不動産登記法第119条の規定による登記事項証明書

☐ 補助対象住宅の写真

☐ 住宅解体撤去に係る契約書の写し及び支出証拠書類の写し

※その他補助金額の確定にあたり必要な書類の提出を求める場合があります。

4 世帯員の構成

【世帯員の構成】

氏名	続柄	住所	生年月日	勤務先
	世帯主			

幕別町マイホーム応援事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

幕別町長

年 月 日付けで提出のあった幕別町マイホーム応援事業補助金実績報告書を審査した結果、次のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

- | | 記 |
|-------------|---|
| 1 補助金交付確定額 | 円 |
| （基準額（新築・中古） | 円 |
| 地域加算額 | 円 |
| 町内業者加算額 | 円 |
| 子ども加算額 | 円 |
| 2 振込先 | |
| 3 振込予定年月日 | |
- 様式第9号（第12条関係）

幕別町マイホーム応援事業補助金返還届出書

年 月 日

幕別町長 様

住 所
氏 名（自署）
※申請者本人が手書きできない場合は、記名押印してください。
電話番号

幕別町マイホーム応援事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

- | | 記 |
|-----------|-------|
| 1 返還事由発生日 | 年 月 日 |
| 2 返還理由 | |

幕別町マイホーム応援事業補助金交付取消返還決定通知書

第 号
年 月 日

様

幕別町長

年 月 日付け 第 号で交付した幕別町マイホーム応援事業補助金について、次のとおり補助金の返還を命じますので、通知します。

記

- 1 返還額
- 2 返還期限
- 3 返還理由

幕別町マイホーム応援事業補助金交付台帳

[台帳番号]

氏名	
住所	
交付決定年月日	
補助金額確定年月日	
補助金交付額	
補助対象住宅の状況	
世帯員の状況	

※適宜必要事項の欄を設け、記載すること。